

「日英同盟」協約交渉（1901～02年）と日本政府（前）

藤井 信行*

The Anglo-Japanese Alliance Negotiation and the Japanese Government, 1901–1902

Nobuyuki FUJII

要 旨

小論はいわゆる日英同盟協約の成立過程を、外務省編纂『日本外交文書』の基本史料をもとに概観したオーソドックスな日本外交史研究である。概観したといっても、従来の日本史研究では取り上げられることのなかったイギリス外交史の研究成果を取り入れ、同盟協約成立過程の日本側からみた重要ポイントを具体的に9つ指摘した。この9つのポイントそれぞれがこれからの新たな考察のテーマとなるものであることから、あえて概観という言葉を使った。本稿は下記のとおり、ポイント⑦と⑧が思いのほか長くなったため前編と後編の2つに分けたが、後編は本誌次号を予定している。9つのポイントの指摘を含め、小論の構成は下記のとおりである。

1. はじめに
2. 「日英同盟」協約交渉の9つのポイント
 - ①林の協定打診とイギリスの無関心（1901年4～5月）
 - ②清国賠償金問題の解決とイギリスの政策転換（6月15日～）
 - ③日英か？ 日露か？（7～8月）
 - ④小村の外相就任と日本案の提出（9月21日～）
 - ⑤イギリスの対ロシア交渉の失敗と日本との交渉（10～11月）〈以上本稿〉
 - ⑥林の協約締結への執念（11～12月） 〈以下次号〉
 - ⑦伊藤の誤解とロシアとの交渉の糸口（11月28日～）
 - ⑧桂の誤解とロシアとの交渉打ち切り（～12月23日）
 - ⑨伊藤＝ランスタウン会談と日英交渉の最終局面（1902年1月）
3. おわりに

キーワード：日英同盟協約、伊藤博文、林 董、桂 太郎、小村寿太郎

*教授 観光歴史学・19世紀ヨーロッパ国際関係史

1. はじめに

小論は、いわゆる「日英同盟」（特命全権公使 林 董 によれば「日英同盟協約」、本稿でもこの表記をとる）¹の締結に至る1901年（明治34年）4月から翌1902年1月までの日本とイギリス両国の交渉経過のうち、日本側の交渉過程を明らかにしようとするものである。

もとより「日英同盟協約」に関しては、数々の邦語文献の積み重ねがある。また本稿のような小論で、10か月にわたる交渉過程すべてを論述できるわけでもない。そこで本稿では、協約成立に至る日本側の交渉過程における重要ポイントを9つ指摘し、それぞれを概観している。この9つのポイントそれぞれが、今後の考察のテーマとなるものである。

筆者は5年前に、拙著『「日英同盟」協約交渉とイギリス外交政策』²において、主に *British Documents on the Origins of the War*³ に所収の外交文書および *Foreign Office Correspondence*⁴ を用いて、それを『日本外交文書』⁵ 所収の外交文書と対照させつつ上記10ヶ月間の交渉過程をイギリス側から明らかにした。その過程で、これまでの日本外交史研究では見過ごされたり、あるいはイギリス側の交渉過程に関する邦語研究が乏しかったために誤解されていたことが、いくつか明らかになった。拙著でもそれを指摘したが、そうしたものが9つのポイントの多くを構成している。

小論は3つの邦語史料を基に、この9つのポイントを概観するが、具体的には、

- ・「日英同盟協約締結始末」（林より小村外相宛書簡，明治35年5月6日）（外務省編纂『日本外交文書』第35巻，32～61頁）
- ・「日英協約交渉始末」（石井菊次郎書記官稿）（同上，62～93頁）
- ・「伊藤博文歐州漫遊中往復電信及英露當局大臣トノ談判ノ顛末上奏」（伊藤博文奏議，明治35年5月16日）（同上，92～144頁）

の3編である。

昨今の「第一回日英同盟」に関する日本史の研究が明らかにするところは、日英同盟の締結が単純に「日英派と日露派の対立」そして「日英派の勝利」、あるいは「桂対伊藤」そして「若い政治家たちの勝利」といった二極対立の図式では語れない、ということである。上記3編をていねいに読めば、それがよく解る。

林の「締結始末」は、イギリスとの交渉の特命全権公使としての彼の役割から当然のことであるが、自らその端緒を開いたイギリスとの交渉の速やかな締結に向けての並々ならぬ努力の表明であった。従って彼にとって、伊藤のロシア訪問やその後の行動は、日英協約へ向けての妨害としか見えなかった。伊藤に対する不信や不満がたびたび語られている。

もちろんそれが林の誤解や情報不足によるものであったことは、伊藤の「談判ノ顛末」をていねいに読み込んでいけば明らかとなる。伊藤は実に率直に偽りや誇張もなくロシア訪問の意図やロシアとの談判の様子を桂首相に語っている。しかしながら、だからといって林の協約締結に果たした役割の重要性が減少するものではない。同様に彼の「締結始末」の基本史料としての価値もいささかも減ぜられるものではない。邦文史料としては、イギリス政府（ランズダウン外相）との直接の交渉当事者の記録だからである。

また石井の「交渉始末」は、日本側の交渉過程を第三者的立場から記述したものとして最も信頼できる。日本政府（桂太郎首相）や外務省（小村寿太郎外相）の対応が詳細に描かれている。しかし石井が知り得なかったイギリス政府内の出来事はあまりにも多い。また林の誤認識に基づく誤情報や、情報不足に基づく誤解釈が散見される。小論は、それを拙著で補いつつ、あらためて日本側に視点を置き直して「日英同盟協約」の締結の過程を再考察した。以下、9つのポイントに沿って概観する。

2. 「日英同盟」協約交渉の9つのポイント

①林の協定打診とイギリスの無関心—

イギリスには日本との交渉の意思はほとんどなかった。（1901年4～5月）

明治34年（1901年）4～5月の期間は、イギリス駐在公使林董がイギリスとの永久的協約の交渉に向けて努力するも、イギリス政府の側にほとんどその関心がなく、日本国内の政変もあって両国間の交渉も全く進展がなかった時期である。

ことの始まりは、4月9日、ロンドン駐在ドイツ臨時代理公使エカードスタインがロンドンの日本公使館に林を訪ねたことに始まる。このときエカードスタインは私見として林に対して、日・英・独三国の同盟を提議した。日本からイギリスに対してこの提案がなされれば、イギリスは必ずや賛同するだろうというのであった⁶。

これをうけて林は、イギリス政府の意向がどんなものかを探ってもよいかと、加藤高明外相に許可を求めた⁷。首相は伊藤博文であった。加藤は返信で、日本政府としては詳細な報告を得るまでは何ら意見表明できるものではないが、林一個の意見としてイギリスの意向を探ることは差し支えない、と答えた⁸。

林はエカードスタインの意図がどこにあるかは解らないが、この提議がドイツ・イギリス両国の有力な人々の賛成を得ているという彼の言葉を信じたのである⁹。両国の有力な人々というのは、エカードスタインによればイギリスではバルフォア（大蔵総裁）、チェンバレン（植

民地相)、ランスダウン(外相)であり、またドイツではエカードスタインによる直接の言及はなかったものの林はそれがカイザーとビューロー(宰相)であろうと推測した¹⁰。

林はこれを信じ、4月17日にイギリス外相ランスダウンと会談し、私見とことわった上で中国におけるイギリスの利益と極東の平和を確保するために日英間の何らかの永久的協定は考えられないかと打診した¹¹。これに対しランスダウンは、イギリスも何らかの対応をせねばとは思いますが、今はソールズベリ首相も不在のため未だこの件に関しては閣議で何ら議論していないと告げた¹²。そして「此事タル必スシモ両国間ニノミ限ルヲ要セス或ハ他國ヲ加フルモ亦タ可ナラスヤ」¹³と付け加えた。もちろんドイツを意識してのものであった。林はこのランスダウンとの会談を通じ、将来の協約締結に向けての可能性を少なからず感じていた。日本政府に対して「ソールズベリの帰国を待つて事を静かに進める」と報告した¹⁴。

しかしながらイギリスには、この時点で日本と協約交渉を始める意思など全くなかった。一月後のソールズベリ首相の帰国(病氣療養のためフランスの保養地に滞在、5月10日に帰国)を待つて、5月15日に林はランスダウンを訪ね協約交渉について再打診したが、ランスダウンの返答は林の期待を大きく裏切るものであった。ソールズベリ首相には未だ話はされておらず、これから相談するというものであった。さらに、二国に限らずともよいのでは?と、一月前と全く同じ質問をまた繰り返すのであった¹⁵。これ以降、7月中旬までのおよそ2か月間、この件に関するランスダウンからの会談の要請はもろくなかった。

またこの間、日本国内でも伊藤内閣瓦解(5月10日)から桂新内閣誕生(6月2日)といった大きな政変があり、イギリスとの交渉に関して日本政府から林に対して何か訓令が出されることも、全くなかった。何の進展もなく2か月が過ぎた。この言わば空白の2か月間に関しては、従来の研究ではほとんど取り上げられていない。単に日本国内の政治的混乱の故として片付けられるか、せいぜい東京駐在イギリス公使マクドナルドがこの時期にイギリス政府内で日本との交渉に関して協議するため帰国した、という程度である。このマクドナルドの帰国については次のポイント②であらためて取り上げるが、先行研究が皆無のこのテーマは実証研究が待たれるテーマである。

さて日本にとっては空白の2か月であったが、イギリスにとってはまた違った意味をもつ2か月であった。イギリスにとってより重要なのは、ロシアとの関係であった。ランスダウンは、林から協定の打診を受けたのと同じ4月17日に、ロシアから「ロシア-イギリス関係は問題の解決に至った」との報告を受けた¹⁶。そして同22日には、ロシアの方から内交渉の申し入れがあった¹⁷。彼はこれに応じて、イギリスは満洲におけるロシアの權益を承認しているという対ロシア基本政策を再通告した上で、ロシアとの交渉を開始した¹⁸。しかしながらロシアとの

交渉は、そう簡単には進まなかった。「義和団」事件に対する清国賠償金問題がその障害となっていた。イギリスは賠償金問題をめぐり、①清国の破産を阻止し、②関税率のアップを阻止し、③清国に対する新たな借款を阻止することの三点を基本政策としていたが¹⁹、③の借款問題で、ロシアとの交渉が完全に行き詰まってしまった²⁰。こうした状況の中で駐清国公使サトウと駐日本公使マクドナルドは、日本との協力関係の設立を進言した²¹。ランスダウンは、依然として現時点での日本との協力は不可能とみなしていたが²²、清国問題を協議するためにマクドナルドを本国に召還した（5月20日）²³。

さらにランスダウンは、ドイツとの再協力の可能性を探った²⁴。ドイツはイギリスが清国賠償金問題において基本政策の一つとしていた対清国借款の拒否をすでに受け入れていたので²⁵、協力の可能性もあるかに見えた。しかしソールズベリ首相は、ドイツとの協力をはっきりと拒否する考えをランスダウンに告げた²⁶。ドイツがイギリスに対して、オーストリアに対する応援義務を要求してきたからであった²⁷。ドイツはイギリスの三国同盟（ドイツ・オーストリア・イタリア）への加盟を意図しており、その場合にはイギリスは対オーストリア・対イタリア援助義務を負うことになる。イギリスの世論は到底これを支持しないであろう、というのがソールズベリの見解であった²⁸。

1901年（明治34年）4月～6月の時期、イギリスには日本と協定を結ぶ意思はほとんどなかった。というよりもむしろ、この時期にイギリスが何らかの協定を結ぶ相手国の選択肢として、第一に東洋の日本を認識していたイギリス人（政治家）は未だ誰もいなかったと言ったほうがより適切であろう。

②清国賠償金問題の解決とイギリスの政策転換—

清国賠償金問題の解決がイギリスの政策転換の契機となった。（6月15日～）

日本にとっては空白の2か月であったが、この間にイギリスにとっては日本と交渉を考え始める切掛けとなる大きな出来事があった。清国賠償金問題の解決である。北京で義和団の戦後処理を議論していた日本の全権公使小村が、賠償金問題に関してイギリスに新たな提案を行った。6月15日のことである。日本は、貿易関税を4パーセントから5パーセントにアップすることによって、その増収分を賠償金に当てることを提案していたが、これはイギリスの戦後処理政策（賠償金問題）と相容れないものであった。小村はこの日、イギリスの基本政策を認める代りに、日本が損失金を受け取るという形で賠償金問題を解決しよう、と提案したのであった²⁹。ランスダウンは同20日の閣議で、この日本の新提案に関して討議することを要請した³⁰。まだ南アフリカでの戦争が続くなか、極東における賠償金問題の一日でも早い解決が

望まれた。ランスダウンは同26日、損失金による解決で日本と合意した³¹。義和団の戦後処理の進展は、日本との関係を大いに進展させた。そして東アジアにおける日本との協力が有効なことを、イギリスに教えたのであった。

7月2日、外務次官補パーティの手になるメモランダム” Suggestion for Agreement with Japan” が内閣に提出された。このメモランダムによれば、①イギリスの揚子江流域と日本の朝鮮における権益を相互に承認する、②日本とロシアの和解により、イギリスは東アジアにおける孤立の危機に立たされるが、日本との何らかの正式交渉がそれを防ぐ、③日英相互に第三国と単独で交渉しないことを確認する、④英独（揚子江）協定に含まれる諸原則の維持、⑤海軍協力に基礎をおく、⑥満州を含まず、⑦ソールズベリの忠告を守ることなどが、提言されていた³²。これは、イギリスにとっては最初の具体的な対日本交渉案であった。これを基にランスダウンは同10日に林と会談し、満州問題に関してロシアが清国に対してその併合や独占といった圧力をかけることを思いとどまらせるべく、何らかの協定を考えてみてはいかがかと提案した。しかしこの協定は、これが重要なのだが、決して「反ロシア」ではなく、日本その他関係諸国が一致してロシアによる満州併合や独占を避けることを目的とした協定であった³³。

ランスダウンはこの時、林との会談と並行してロシアにも話し合いを打診していた。同じく10日、ランスダウンはロシアのラムズドルフ外相に対して、満州からのロシア軍の撤退に関して話し合いたいと申し出た³⁴。イギリスは基本的には満州におけるロシアの行動に異論はなかったもので、ランスダウンはこの話し合いに期待していたが、ラムズドルフからの返答は「拒否」の通告であった（同17日）³⁵。しかしながら依然としてイギリスは、ロシアが清国に不当に侵略しない限り、ロシアに敵対する行動を採ることはないという基本政策を維持していた。それどころか、「反ロシアではない」協定ですらランスダウンにとっては、後に彼自身が林に断ったように、「一時的な考えを述べたもので深い考慮の上での考えではなかった」³⁶のである。

本国に召還されていたマクドナルドが日本公使館に林を訪ねたのは、こうした状況下であった（7月15日）。林と会談したマクドナルドは、あたかもイギリスが同盟の可能性を日本に打診しているような口ぶりで話していた。おそらくソールズベリとランスダウンはマクドナルドも交えて、イギリスの対清国政策や日本との交渉に関して話し合いをもち、日本との協定の将来の可能性を決定したのであろう³⁷。マクドナルド自身が林にそれを詳細に語っている³⁸。林も再びイギリスとの交渉の可能性が見えてきたことを大いに喜んだ³⁹。先にも述べたがマクドナルドの役割については、史料的に林との会談内容が林の報告にのみ負っているため、あらたな実証的研究が待たれるところである。

ところがランスダウンにとっては、それは未だ急を要するものではなかった。同23日にランスダウンと会談した林も、そうした印象を持ったことを曾禰蔵相兼外相に報告している⁴⁰。とはいうものの同31日、林はランスダウンと会談し、ランスダウンから日本との協力の必要性について話を受けた。日本とイギリス両国の清国における相互の利益防衛のために、日本との永久協商の可能性について話し合いたいと言うのである。ただし具体的内容は未定のため、日本の満州における利益は何か？ また協商によって何を望むか？ を確認させて欲しいと告げられた⁴¹。これに対して林は、日本の満州における利益は間接的利益に留まること、ただし朝鮮は日本にとって死活問題であるから、協商によってロシアの満州進出による朝鮮への脅威を防ぐことが望みであると返答した⁴²。この会談は重要である。これによってイギリスの意図が解るからである。ランスダウンが求めたものは、日本との（あるいは日本を含めた数か国による）何らかの協商であった。これはマクドナルドが示唆していた将来の同盟の可能性とは、明らかに異なるものであった。林は理解していなかったようだが、曾禰は疑っていた⁴³。

この会談を通じランスダウンは、日本が朝鮮問題で対ロシア戦争に突入する可能性もあり得ることを認識した。イギリスもロシアの朝鮮支配を危惧はしているが、基本的には清国の門戸開放と領土保全がイギリスの基本政策であった。そこでランスダウンは、もし日本との基本政策の違いを日英両国間の協定で解決できるのなら、日本との交渉の先ずはその可能性について議論を始める用意があると伝えた⁴⁴。これも重要である。これはマクドナルドが本国召還中で不在の東京のイギリス公使館書記官ホワイトヘッドに宛てた電文であるが、ここにランスダウンのこの時期（7月31日）の対日本政策が明らかにされている。彼はわざわざホワイトヘッドに対して、自分がイギリス政府を代弁している訳ではないが、と断った上で、その可能性に言及したと言っている⁴⁵。つまりまだ7月31日の時点で、イギリス政府は日本との協定を具体的に考えていた訳ではなかった。

8月14日、ランスダウンは林と会談し、この可能性への第一歩を踏み出した。ランスダウンは、イギリスよりも日本の方が即座の利害を持つことから、日本が先に要望を条項にまとめようように要請した⁴⁶。そこで林は、日本は日英間の同盟はいかなる形であろうとも問題のないこと、中国の門戸開放と領土保全政策の維持を望むこと、ただし朝鮮に関しては対ロシア戦争もあり得ると応答した⁴⁷。これに対しランスダウンは、イギリスにとって日本との協商の目的は門戸開放と領土保全であり、それ以上のものではないことを再度表明し、ソールズベリ首相にもこれから相談すると告げた⁴⁸。2日後の閣議（同16日）で、日本との交渉は未だ決定的段階ではないが、引き続き継続することが確認された⁴⁹。そして彼はこの後、およそ1か月の休暇に入る。「反ロシアではない」協定の第一歩は踏み出されたが、まだまだランスダウンに

としては、次のステップへ早急に進まねばならないほどの状況ではなかったのである。

ただしこの間、イギリス国内で日本との交渉問題が全く忘れられていたわけではなかった。ランスダウンは駐清公使サトウに日本との交渉の前進の可能性もあり得ると報告し（8月25日）⁵⁰、またマクドナルドにも交渉の進展の可能性を告げていた（翌9月4日）⁵¹。さらに海軍大臣セルバンが9月4日付けで、メモランダム”Balance of Naval Power in the Far East”を内閣に提出した。これは、海軍力の面から日英両国の協約を希望するという提言であった⁵²。また同22日にはバーティも同様に、海軍の面から日本との同盟に賛成であると、ランスダウンに進言した⁵³。同盟が海軍予算を増額することなく、極東における海軍力の優勢を維持する方法である、と言うのである。財務相ビーチもまた、海軍予算の削減を内閣に強く迫っていた⁵⁴。ここに至り、日本との海軍協力問題がその後の日本との交渉の前進にとって、新たな要素となった。

③日英か？ 日露か？ 一

日本政府・元老の見解は二者択一ではなかった。（8～9月）

清国賠償金問題の解決を切掛けに、イギリス政府の対日本政策が大きく変わった。7月15日にマクドナルドが林を訪ね、あたかも明日にでもイギリスが日本との協定を準備しているかのように話した。同31日にはランスダウンが林との会談で、日本とイギリス両国の清国における相互の利益防衛のために、日本との永久協商の可能性について話し合いたいと告げた。林はこの間のイギリス政府の動向を一切知らない。ただ目の前に突然あらわれた幸運に何の躊躇もなく飛びついた。

7月31日のランスダウンとの会談に関して、林は即座に本国の曾禰兼任外相に報告した。イギリスとの協議がこのように進んだ以上は、協商の締結に向けてイギリスとの談判を進めたいが、日本政府の意向はいかなものか？ とたずねた⁵⁵。曾禰はすぐにこれを桂首相に伝えた。そして桂は、元老伊藤博文に意見を求めた⁵⁶。8月3日のことであった。イギリスは本気で我が国と協商を結ぶ気持ちがあるやいなや、というのが伊藤の第一声であった。伊藤は、空白の2か月が始まる前の時点ではイギリスは、ドイツを含めた3か国の同盟を考えていたようだが、今回の林からの報告を見る限り日本とイギリスの2か国間の協商へと変わっている点に大きな懸念をもった⁵⁷。桂もまた、イギリスが日本を利用してロシアの中国大陸への南下を牽制しようとしているのではないかと疑念をもった⁵⁸。

ただし二人とも、北清の安定にとって領土保全と門戸開放の原則を日本とイギリスの両国が共有し一致することは重要であり、それが我が国の韓国政策にとっても死活的であることか

ら、イギリスとの協定には主義として賛成であると述べた。さらに伊藤は交渉を始めるにあたっての日本政府の根本原則を書き記した⁵⁹。こうして同8日に、桂は曾禰に命じ、伊藤起案の文章とともに、イギリスとの談判を進めてもよいとの訓令を林に送った。もちろんイギリス政府がこの協定の性質と範囲をどのように考えているかを明確にすることを前提にした⁶⁰。

しかしながら林は、伊藤や桂の真意を理解することなく、単に訓令がイギリスとの談判のGOサインだとみなし、協定の性質や範囲について確認することなく交渉を始めた⁶¹。8月14日、林はランスダウンと会談し、イギリスからの要望にしたがって日本の対中国政策を語った。そしてランスダウンから、これからおよそ1か月間の夏季休暇に入りロンドンを留守にするが、その間に交渉のための権限を日本政府からもらっておくようにと示唆された⁶²。林はさっそく日本政府に、協定の締結を前提としてイギリスとの交渉の権限付与と、自らが作成した協定の試案の承認を求めた⁶³。

桂首相は、これに対して懐疑的であった。1か月前にマクドナルドが語ったところによれば、それは攻守同盟ともいえる内容であった。しかし今回のランスダウンの話すところでは、単に清国の領土保全と門戸開放、そして日本の朝鮮における権益に関する内容を越えるものではなかったからである。そこで桂は林に対して、交渉の権限や試案の承認の訓令を出す前に、この点をしっかりと確認するようにと返信した⁶⁴。これに対する林からの返答は、両者は異名同物なりというものであった⁶⁵。ただし林は、ランスダウンをはじめイギリス政府の閣僚が夏季休暇でロンドン不在のため、ランスダウンに直接このことをたずねることはできなかった⁶⁶。そしてこのことは、3か月後にパリでの伊藤と林の対立の要因のひとつとなった。

ちょうどこの頃、伊藤の渡米の話が政界で取り上げられるようになった。アメリカ・エール大学が創立200周年記念行事のひとつとして、各国の偉人を選んで名誉博士号を授与することとなり、伊藤もその一人に推挙されたのである。伊藤はアメリカからの帰路、ヨーロッパへ渡りロシアと会談することとなった。日本とロシアの間には1989年に西＝ローゼン協定が結ばれており、韓国に関して両国の平等の権利を定めていた。韓国においては日本がロシアよりも商工業上はるかに大きな権益をもつことから、日本はこれに代わる新たな条約をロシアと結びたいと考えていた。その可能性を探るのが、伊藤のロシア行きの目的であった。

8月26日に桂首相は、元老井上馨とともに伊藤を訪ねた。外債問題を討議するためであったが、それが終わるとイギリスとの交渉問題に話題が移った。伊藤は、異名同物という林の説明に納得できず、イギリスとの連合は得るところ薄弱にしてかえってロシア・フランスの敵視をかう恐れありとして反対した⁶⁷。日本の韓国に関する要求をイギリスがすべて認めるとも思えなかった。協定の性質や範囲についても何の説明もなかった。伊藤は、いま我が国が交渉を

もつべきはイギリスにあらずロシアなりと強く思った⁶⁸。

このとき桂は、決して親英・反露派という訳ではなかった。ことは日英か？ 日露か？ といった単純な二者択一の話ではないのである。桂は、イギリスとの協定でもロシアとの協商でも、とにかく韓国問題を有利に処理できるのであればどちらでも可なり、と考えていた。いずれロシアとの交渉が必要になるとの認識ももっていた⁶⁹。さらに桂は伊藤のもうひとつの提議に従って、元老会議を開いてロシアとの交渉に関して協議してもらうように努めた⁷⁰。

この日、伊藤と井上はさらにロシアとの交渉の必要性を話し合った。藤波の談話や東京日日新聞に掲載された露紙『ノーブヲエヴレミヤ』の記事などを引き合いに出し、今が交渉の好時機であるとみなした。そこで井上は、伊藤にアメリカ行きを中止してヨーロッパを巡視し、ロシアで当事者と交渉するようにと強く勧めた⁷¹。そしてもしロシアと正式に交渉するとすると、政府で討議し決定をせねばならないため、そのための首相や元老たちへの根回しを井上を買って出た⁷²。結局、伊藤はアメリカでエール大学の式典に参加したのち、帰路ヨーロッパ経由でロシアへ行くことになった。そしてアメリカへの出航を一旦遅らせて（2週間）、政府や元老たちの討議と決定を待つことにした。

翌々28日に桂からの返書が井上に届いた。桂は、我が国のために朝鮮問題に対処するにはいずれロシアと何らかの談判を開くことは不可欠と思われる。ただし、どれが最善かについては未だ結論に至らず。つまり将来直接ロシアと和をなすか？ 戦争にて和するか？ イギリスと同盟してこれを後盾としてロシアと談判をもつか？ これを元老諸兄との会合にて協議し決定したいと考えている、と言う⁷³。桂が首相として伊藤の対ロシア交渉に反対し、日英協約を強く推し進めるようになるのはまだまだ先のことであり、イギリスが日本の交渉案に対してその対案を提出した11月以降のことである。

9月11日、元老会議が開かれた。桂は、伊藤が国家の役職にないという好い時期に個人の資格でロシアの当事者と思いついて試論をなすことによって、もし現行の日露協商にまさる取り決めの基礎を発見できれば、何ら反対するものではない、と答えた⁷⁴。会議ではロシアとの交渉の必要性が確認され、一私人の旅行として伊藤のロシア行きが決定された⁷⁵。

こうして伊藤は9月18日に横浜を發った。このように伊藤の出国までは、日本国内で政府や元老たちの間で日英か？ 日露か？ といった対立は存在しなかった。ましてや伊藤と桂の間で政争があった訳でももちろんなかった。

④小村の外相就任と日本案の提出一

小村はイギリスとの協定に積極的であった。（9月21日～）

伊藤が横浜を発ったその翌日、小村が北京から任務を終えて帰国した。小村の帰国とともに、日本国内でも大きな変化が起った。義和団事変の戦後処理を取り決めた北京議定書が9月7日に調印されたが、小村はその日本全権を務めていた。義和団の排外運動に対抗する連合軍のなかでも日本軍が中心的役割を務めていたこともあり、小村は議定書の調印後も諸外国との様々な調整に奔走していた。帰国は19日であった。

伊藤の出国と小村の帰国の1日のズレは、後に大きな意味をもつことになった。小村は伊藤と顔を合わせることもなく、その翌々日に外相に正式に就任したからである。小村が前任の曾禰からの引き継ぎで、最重要案件とみなしたのがイギリスとの交渉に関することであった。彼は外務省に保管されていた林公使との4月以降の往復電文をすべて読み、これまでの経緯を理解した⁷⁶。そして、北京においてロシアの満州駐兵を目の当たりにしてきた小村にとって、日本がロシアの脅威に対抗するためにはイギリスとの協力関係の設立が何よりも有効なものに思えた。

小村はさらに、林からの報告の中で林がたびたび言及するランスダウンの慎重さ（たとえば努めて受動的位置を守ろうとすること）を指摘し、それはイギリスが真剣に日本との交渉を進めようと考えているからだと判断した⁷⁷。小村のこの指摘は的確だが、しかし判断は間違っていた。ランスダウンの慎重さは、これまで述べてきたとおり、日本との交渉に先がけてつねにロシアとの交渉を優先させてきたことの結果であった。しかしそのことを知るすべもない小村は、桂にイギリスとの交渉を進めるべきだと強く進言した⁷⁸。

桂はこのとき、先にも述べたとおり、強硬な日英派であったわけでもない。同様に日露派であったわけでももちろんない。日英か？日露か？というのは彼にとって、日本が朝鮮問題をより有利に解決するために「我に利あるの策」は何か？という選択肢でしかなかった⁷⁹。したがって、伊藤がロシアへ赴いてそれを探ろうとすれば、もちろん伊藤に期待し、そしていま小村にイギリスとの交渉を強く薦められれば、その可能性に期待するのであった。

こうして桂は小村の申し出を受けて10月7日に、山本海相、児玉陸相と小村を交え四相会談を開いた。四相は、イギリスとの交渉を前進させることで一致した。ただし、ランスダウンにいま一度イギリスの真意（つまり協定の性質と範囲）を確認するという条件つきであった⁸⁰。つまり日本政府としても、未だこの時点でイギリスとの交渉を決定した訳ではなかったのである。8月のランスダウンからの示唆に応じて日本が協定案を提出し、イギリスとの正式の交渉が始まるには、イギリスの真意の確認という大きな前提があった。

小村の協約交渉過程での重要性は、次の2点を指摘できるであろう。1つは、条件付きとはいえ日本の協定案がイギリスに提出され、日本とイギリス両国の間で正式な交渉が始まる最後の準備をしたのは、紛れもなく小村であったこと。四相会談の翌日、小村はロンドンの林に対して日本政府の決定を知らせるとともに、交渉の権限を与えることを通知した⁸¹。そして2つ目は、小村が伊藤とイギリスとの交渉に関して一切話をするのがなかったこと。つまり小村は、外務省に残る記録だけから4月～9月のイギリスとの交渉経過を理解した。しかし伊藤や桂が林に宛てた電文の中に籠められている意図や苦悩までは、当然のことながら理解することができなかった。したがって元老会議の内容も、また伊藤のロシア訪問の目的も知るすべがなかったのである。

⑤イギリスの対ロシア交渉の失敗と日本との交渉―

イギリスが正式に日本との交渉を決定したのは11月に入ってからであった。(10～11月)

交渉の権限を付与された林は10月16日、ランスダウンと会談した。しかし林は、イギリスは当然のごとく日本との協定に向けて交渉を進めたいと考えている、と思っていた。イギリスがこのとき、ロシアとの交渉を進めていることを知るすべもない林にとって、それは致し方ないことであった。したがって林はランスダウンとの会談に臨み、あらためてイギリスの真意を確認することなどしなかった。かえってランスダウンの方から会議が始まって早々に、協定の性質と範囲を決定する必要があると発言があった⁸²。

林はそれに応えて、日本の協定案を提出した。①日本は韓国における自己の利益を維持し、これを妨害させない、②清帝国の領土保全と門戸開放、③第三国との戦争には相互に中立、また第四国の参戦に対しては共同で対処する、④他国との単独条約を禁止する、⑤ドイツの参加は現時点では考えず。ランスダウンは、以上5点に彼も同意することを告げた。そして、日本案をソールズベリに具申すること、会談をさらに重ねて交渉を前進させたいこと、を林に伝えた。林はこの5点に加えて、さらに⑥日本にとって満州問題は二義的問題でしかない、⑦日本の関心は朝鮮にあり、従って朝鮮からロシアを追い出すことは日本にとって死活問題である、⑧朝鮮における日本の政治的優位を望む、⑨日英間の同盟は攻守同盟ではない、⑩範囲はシャムまで広げても良い、⑪平時の海軍協力に同意する、という6点を付け加えた⁸³。

この日本案に対して、当然のことであるが、イギリスでは閣議が開かれ討議された。そして最終的にイギリスの対案が決議され、日本側に提出されたのは3週間後の11月6日のことであった。しかしこの3週間、閣議で日本案が盛んに議論されていたかという点、実はそうではなかった。この3週間にランスダウンをはじめ内閣の外交政策上の中心課題は、対日本政策で

はなく、やはり対ロシア政策であった。イギリスにとってロシアとの交渉は、日本との交渉よりも優先されるものなのであった。

実は、ランスタウンは林との会談の1週間前（10月9日）にすでに、ロシアの新たな対清国協定の存在を確認していた⁸⁴。これは、ロシアが満州から撤退するその条件に関する新提案であったが、それに加えてロシアは撤退の見返りとして、①満州におけるロシア資本による鉱山採掘権、②清国軍隊のロシア人教官による訓練、③ロシア鉄道を北京まで延長することを要求していた⁸⁵。この中でも、満州の鉄道破壊に対する賠償として要求した鉱山採掘権に関しては、後に露清銀行協定と結びついて清国政府に提出されるが⁸⁶、これは全満州をロシアの手に渡すことを意味していた⁸⁷。またペルシャ問題に関しては、アフガンの首長が死去したため、ロシアが単独でアフガンと直接交渉に入る可能性が危惧された⁸⁸。さらに同15日には、ランスタウンとソールズベリの間で対ペルシャ借款問題が議題となったが、しかしソールズベリがロシアには懐疑的であったため、彼の反対でロシアとの共同借款は実現しなかった⁸⁹。

こうした状況の中でランスタウンは、再度ロシアと直接交渉することを決定した。ロシア駐英大使スタール（Starr, 大使1884～1902）と非公式に会談し、アフガンに関するロシア政府の見解（アフガニスタンにおける現状維持およびその後継者の平和的な継承に満足している—つまりロシアの対アフガニスタン単独交渉はない—）を確認するとともに、満州問題に関してはロシアの新提案には反対であることを告げた（同22日）⁹⁰。そして同25日、ランスタウンは自らの日英協約私案とセルバン・メモランダムと林との会談記録とをソールズベリに送付し、その判断を仰いだ⁹¹。この日の閣議で彼は、ペルシャと清国の両国はともに、その政体は脆弱でしかも政府は不正直な故に、イギリスにとってロシアとの直接交渉が重要であるとの認識を示し、その可能性を探ることを報告した⁹²。彼にとっては、この両国への財政援助問題は同根だったのである。3日後の閣議（同28日）では、ソールズベリの同意も得て、ついにロシアとの直接交渉が承認され、ロシアの態度判明を待つことが決定された⁹³。

閣議終了後、ランスタウンはすぐに、ロシアに対してペルシャ問題と清国の問題に関する話し合いを打診した⁹⁴。同時に彼は翌29日のスタールとの公式会談において、イギリスはロシアと交渉の用意があることを告げ、新たなイギリス＝ロシア共同の対ペルシャ借款案をロシアに提出した。また清国の問題に関しても、新たにロシアとともに共同解決の用意があることを言明した⁹⁵。しかしながらロシアからの回答は、ことごとくこうしたランスタウンの対ロシア努力を拒否するものであった。たとえば清国の問題に関しては、清国との交渉に関してはそれが調印されるまではイギリスに公表するつもりはないというものであったし⁹⁶、実際、同31日にはロシアは満州鉄道に対する賠償金を清政府に要求していた⁹⁷。さらにペルシャ問題に関

しては、ロシアは翌11月2日に、ペルシャ政府と借款協定にすでに調印済みのため、イギリスの共同借款案を拒否すると告げた⁹⁸。

もはやイギリスに、選択肢は残されていなかった。ランズダウンは11月5日の閣議で、ロシアとの交渉を停止することを報告し、新たに彼の手による日英協約草案を提出した。大多数の閣僚がこれに賛成し、協約草案が承認された⁹⁹。いよいよ、日本案に対するイギリスの対案が明らかとなり、ここにイギリスは日本との協約に向けて最終段階に入ることとなった。

この3週間、林はイギリス政府から、日本案を閣議で討議したという話は全く聞かなかった。両国で会談を重ねて交渉を前進させたいと言っていたランズダウンの言葉を真に受け、林は小村に「英国政府にても頻りに勤考中なりや」と報告したが¹⁰⁰、実際のイギリス政府は少し違っていた。一方、林からもイギリス政府の動向について何の報告もない日本政府内では、「先方に容易ならざる事情ありや」としか推測できなかった¹⁰¹。2週間経った29日、焦りを感じ始めた小村はマクドナルドと会談し、両国間の交渉の進展を望んでいること、そして日本とロシアとの接近も無きにしも非ずとイギリスを脅すような発言までした¹⁰²。このことは即日、ランズダウンにも伝えられた¹⁰³。

11月6日に林がランズダウンと会談し、イギリスの対案を受け取ったことを小村に報告すると¹⁰⁴、日本政府内では小村の脅しが「英に刺激を与えた」のだと推測する者もいた¹⁰⁵。

注

- 1 「日英同盟協約締結始末」林ヨリ小村外相宛書簡、1902年（明治35年）5月6日、外務省編纂『日本外交文書』第35巻32頁（以下、『外交』35-32と略す。）
- 2 拙著『「日英同盟」協約交渉とイギリス外交政策』（春風社、2006年）
- 3 *British Documents on the Origins of the War, 1989-1914*, 11 vols. (ed. Gooch and Temperley, London, 1927-38).
- 4 *Foreign Office Correspondence, China (17) and Japan (46)*. (以下、FOと略す。)
- 5 『外交』34 & 35
- 6 林ヨリ加藤宛 1901/4/9 『外交』34-1.
- 7 林ヨリ加藤宛 1901/4/9 『外交』34-2.
- 8 加藤ヨリ林宛 1901/4/16 『外交』34-6.
- 9 林ヨリ加藤宛 1901/4/11 『外交』34-3.
- 10 「日英同盟協約締結始末」1902/5/6 『外交』35-33.
- 11 林ヨリ加藤宛 1901/4/17 『外交』34-8.
- 12 Lansdowne to MacDonald (Minister at Tokyo), 1901/4/17, *British Documents*, vol.ii, p.89. (以下、BD ii 89と略す。) 林ヨリ加藤宛 1901/4/17 『外交』34-8.

「日英同盟」協約交渉（1901～02年）と日本政府（前）

- 13 林ヨリ加藤宛 1901/4/17『外交』34-8.
- 14 林ヨリ加藤宛 1901/4/19『外交』34-11.
- 15 林ヨリ加藤宛 1901/5/18『外交』34-18.
- 16 Scott (Ambassador at St. Petersburg) to Lansdowne, 1901/4/18, Keith Neilson, *Britain and the Last Tsar: British Policy and Russia 1894-1917* (Oxford, 1995), p.218.
- 17 Lansdowne to Scott, 1901/4/23, L. Newton, *Lord Lansdowne: A Biography* (London, 1929), p.215.
- 18 Newton, pp.215-6.
- 19 Lansdowne to Satow (Minister at Peking), 1901/5/11, George Monger, *The End of Isolation: British Foreign Policy 1900-1907* (London, 1963), p.34.
- 20 Scott to Lansdowne, 1901/5/19, FO 65 (Russia) /1625. イギリスは特にこの第3点を嫌った。それは、イギリスからの借入金を使って、対イギリス以外の債務を支払うことになるだろうからであった (Balfour [First Lord of the Treasury] to the King, 1901/4/26, Monger, p.34.)。
- 21 Scott to Lansdowne, 1901/5/15, FO 17/1487 & MacDonald to Lansdowne, 1901/5/20, FO 46/542.
- 22 Satow to Lansdowne, 1901/5/23, FO 17/1484.
- 23 Lansdowne to MacDonald, 1901/5/20, FO 46/542.
- 24 Lansdowne to Salisbury, 1901/5/24, *BD* ii 64-5.
- 25 Lascelles (Ambassador at Berlin) to Lansdowne, 1901/5/14, FO 64 (Germany) /1524.
- 26 Memorandum, Salisbury, 1901/5/29, *BD* ii 68-9.
- 27 Lansdowne to Lascelles, 1901/5/30, *BD* ii 70.
- 28 Memorandum, Salisbury, 1901/5/29, *BD* ii 68-9.
- 29 小村ヨリ曾禰外相宛 1901/6/16『外交』33別3-669-70. Lansdowne to Whitehead (Secretary of Legation at Tokyo), 1901/6/21, *BD* ii 89-90.
- 30 Memorandum, Lansdowne, 1901/6/19, L.K. Young, *British Policy in China, 1895-1902* (Oxford, 1970), p.299.
- 31 Lansdowne to Whitehead, 1901/6/26, *BD* ii 90. 小村ヨリ曾禰宛 1901/6/26『外交』33別3-678.
- 32 Memorandum, Bertie, 1901/7/2, Young, p.300.
- 33 林ヨリ曾禰宛 1901/7/10『外交』34-380.
- 34 Lansdowne to Scott, 1901/7/10, FO 65/1618.
- 35 Scott to Lansdowne, 1901/7/17, FO 65/1618.
- 36 林ヨリ曾禰宛 1901/7/24『外交』34-383.
- 37 林ヨリ曾禰宛 1901/7/15『外交』34-19.
- 38 「日英協約交渉始末」1902/5/6『外交』35-65.
- 39 林ヨリ曾禰宛 1901/7/15『外交』34-19.
- 40 林ヨリ曾禰宛 1901/7/24『外交』34-383.
- 41 林ヨリ曾禰宛 1901/8/1『外交』34-25-6.
- 42 林ヨリ曾禰宛 1901/8/1『外交』34-25-6.
- 43 曾禰ヨリ林宛 1901/8/17『外交』34-33.
- 44 Lansdowne to Whitehead, 1901/7/31, *BD* ii 91.
- 45 Lansdowne to Whitehead, 1901/7/31, *BD* ii 91.
- 46 林ヨリ曾禰宛 1901/8/15『外交』34-32.
- 47 Lansdowne to Whitehead, 1900/8/14, *BD* ii 92.

- 48 Lansdowne to Whitehead, 1900/8/14, *BD* ii 92.
- 49 Salisbury to the King, 1901/8/16, J. A. S. Grenville, *Lord Salisbury and Foreign Policy: the Close of the Nineteenth Century* (London, 1964), p.399.
- 50 Lansdowne to Satow, 1901/8/25, Neilson, p.219.
- 51 Lansdowne to MacDonald, 1901/9/4, Young, pp.304–5.
- 52 Memorandum, Selborne, 1901/9/4, Z. Steiner, 'Great Britain and the Creation of the Anglo-Japanese Alliance', *Journal of Modern History* 31 (1959), pp.29–31.
- 53 Memorandum, Bertie, 1901/9/22, FO 46/547.
- 54 Financial Difficulties, Hicks-Beach, 1901/Oct., Neilson, p.120.
- 55 林ヨリ曾禰宛 1901/8/1 『外交』 34–25–6.
- 56 『伊藤博文傳』(下卷)(春畝公追頌會, 昭和15年), 519頁。
- 57 『伊藤』, 519頁。
- 58 『伊藤』, 519頁。
- 59 「日英協約交渉始末」1902/5/6 『外交』 35–66.
- 60 曾禰ヨリ林宛 1901/8/8 『外交』 34–27.
- 61 林ヨリ曾禰宛 1901/8/15 『外交』 34–32.
- 62 林ヨリ曾禰宛 1901/8/15 『外交』 34–32.
- 63 林ヨリ曾禰宛 1901/8/15 『外交』 34–32.
- 64 曾禰ヨリ林宛 1901/8/17 『外交』 34–32–3.
- 65 林ヨリ曾禰宛 1901/8/19 『外交』 34–33.
- 66 林ヨリ曾禰宛 1901/8/19 『外交』 34–33.
- 67 『伊藤』, 523–4頁。
- 68 『伊藤』, 523–4頁。
- 69 『伊藤』, 527頁。
- 70 『伊藤』, 527頁。
- 71 『伊藤』, 524頁。
- 72 『伊藤』, 525頁。
- 73 『伊藤』, 527頁。
- 74 「日英協約交渉始末」1902/5/6 『外交』 35–71.
- 75 『伊藤』, 529頁。
- 76 「日英協約交渉始末」1902/5/6 『外交』 35–67.
- 77 「日英協約交渉始末」1902/5/6 『外交』 35–67.
- 78 「日英協約交渉始末」1902/5/6 『外交』 35–67–8.
- 79 『伊藤』, 527頁。
- 80 「日英協約交渉始末」1902/5/6 『外交』 35–68.
- 81 「日英協約交渉始末」1902/5/6 『外交』 35–69.
- 82 Lansdowne to Whitehead, 1901/10/16, *BD* ii 96–8.
- 83 林ヨリ小村外相宛 1901/10/17 『外交』 34–37.
- 84 Lansdowne to Bertie, 1901/10/10 (?), FO 17/1510.
- 85 Whitehead to Komura, 1901/10/14 『外交』 34–405–6.
- 86 日置駐清臨時代理公使ヨリ小村宛 1901/10/31 『外交』 34–417.

「日英同盟」協約交渉（1901～02年）と日本政府（前）

- 87 ベ・ア・ロマーノフ『満州における露国の利権外交史』（原書房，1973[原本 1935] 年），462-71 ページ。
- 88 Hardinge (Second-in-command of the Embassy at St. Petersburg) to Lansdowne, 1901/10/9, FO 65/1623.
- 89 Salisbury to Lansdowne, 1901/10/18, Steiner, p.35.
- 90 Lansdowne to Hardinge, 1901/10/22, FO 65/1618.
- 91 Lansdowne to Salisbury, 1901/10/25, FO 46/547.
- 92 Memorandum, Lansdowne, 1901/10/25, C.J. Lowe, *Reluctant Imperialist*, ii of 2 vols. (London, 1967), p.132.
- 93 Salisbury to the King, 1901/10/29, Grenville, p.402.
- 94 Lansdowne to Hardinge, 1901/10/28, FO 65/1624.
- 95 Lansdowne to Hardinge, 1901/10/29, FO 65/1623.
- 96 Hardinge to Lansdowne, 1901/10/29, FO 65/1625.
- 97 林ヨリ小村宛 1901/10/31 『外交』 34-420.
- 98 Hardinge to Lansdowne, 1901/11/4, FO 65/1623.
- 99 Salisbury to the King, 1901/11/5, Monger, p.57.
- 100 「日英同盟協約締結始末」1902/5/6 『外交』 35-38.
- 101 「日英協約交渉始末」1902/5/6 『外交』 35-69.
- 102 「日英協約交渉始末」1902/5/6 『外交』 35-69.
- 103 Whitehead to Lansdowne, 1901/10/29, BD ii 99.
- 104 林ヨリ小村宛 1901/11/7 『外交』 34-39.
- 105 「日英協約交渉始末」1902/5/6 『外交』 35-69.